

○ 授業時間割及び履修上の注意事項

1 授業時間

授業時間は、次のとおりです。(春・秋学期共通)

第1時限	8:30～10:10
第2時限	10:20～12:00
第3時限	12:50～14:30
第4時限	14:40～16:20
第5時限	16:30～18:10

2 時間割編成上の区分

時間割は、原則として課程、コース・プログラムごとに編成されています。

3 履修上の注意

履修にあたっては、春学期開始時に授業の時間割やシラバスが公開されますが、カリキュラムには定められた規則があるので、これに十分注意して履修しなければなりません。特に必要な項目を抜粋して次に掲げておきます。また、履修上いろいろな制限があるので、卒業に支障のないよう、十分に注意してください。

1) 単位の認定

単位は、当該授業科目の単位数全体について認定するものとし、授業科目の単位数の一部を認定することはできません。ただし、学則第25条の規定により交換留学する学生が履修する通年科目については、分割して認定される場合があります。必ず事前に学務課まで照会ください。

2) 出席時数

学生は、公欠を含め授業の3分の2以上出席しなければなりません。(カリキュラム実施細則第6条)

3) 公欠制度

次の各号の事由によりやむを得ず履修中の講義(ただし集中講義を除く。)を欠席する場合は、これを公欠として取扱い、単位認定要件に係る欠席扱いとしないこととなります。

- (1) 感染症に罹患、あるいは罹患している疑いやおそれがあることにより、出席停止の措置を受けた場合
- (2) 親族(第3親等まで)が死亡した場合
- (3) 国、地方公共団体又は全国規模の団体からの要請により、行事等に大学が学生を派遣する場合
- (4) 大学が指定する事業(教育実習、介護等体験など)に参加する場合
- (5) その他学長が必要と認める場合

(公欠の具体的な基準及び手続きについては、学芸ポータル等で確認してください。)

4) 履修手続

- (1) 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目を、年度初めの指定された期間内に所定の手続により登録しなければなりません。
- (2) 履修登録は、春学期において年間(春・秋学期)登録を行うことが望ましいです。
なお、秋学期(第3、第4ターム)開設授業科目については、秋学期開始時に修正可能です。
- (3) 履修登録をしていない授業科目については、単位は与えられません。
- (4) 学年ごとに履修登録の締切日を指定する場合がありますので、その際は指示に従ってください。

5) 修得単位の取消し

既に修得した単位は、取り消すことができません。ただし、授業料若しくは入学料の未納を理由として除籍された場合又は試験における不正行為により懲戒処分を受けた場合は、この限りではありません。

6) 履修方法

- (1) 学生は、所属する課程、専攻・コース・プログラムに開設された授業科目を履修しなければなりません。ただし、履修上必要と認められた科目については、この限りではありません。
- (2) **授業科目は、標準開設学期において履修することが原則です。**
- (3) 同一の曜日・時限において2つの授業科目を履修することはできません。
- (4) 自由選択として履修する場合、教養科目、教育創成科目、教育基礎科目及び専攻科目（「卒業研究」を除く。）の授業科目から履修することができます。ただし、他の課程、専攻・コース・プログラムに開設された授業科目を履修する場合は、授業担当教員の承諾を得なければなりません。

7) 標準開設学期以外の履修

- (1) 授業科目は、標準開設学期において履修することを原則としていますが、**授業担当教員の承諾を得て**、1年次上位の標準開設学期に開設されている授業科目を履修することができます。

8) 履修登録単位数の上限

本学では学生の主体的で計画的な学習(それぞれの授業科目の予習・復習の時間を含む。)を促すため、CAP制を導入しています。

1～3年次は、各学期における履修登録単位数は28単位、年間では52単位(C類は56単位)が上限となります。

ただし、以下の科目についてはCAP制の対象外とし、履修登録単位数の上限を計算する際は、単位数に含まれないものとします。

- (1) 集中授業 (ただし、「スタディガイド」の「標準開設学期」で集中授業として定められている科目のみ。)
- (2) 教育実習・養護実習 (EP)
- (3) 再履修科目 (前学期以前の成績が「F」もしくは「失」の科目)
- (4) 諸資格科目のうち、司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員、社会福祉士、及びスクールソーシャルワーカーの資格取得のための科目
※「スポーツ指導者関連資格」の取得に必要な全科目及び「学校司書」のみに必要な授業科目となっている以下の授業科目は、CAP制の除外対象とはなりません。〔履修登録単位数の上限を計算する際に含まれます。〕

【学校司書のみに必要な授業科目】

「教育の理念と歴史」「教育心理学」「特別支援教育の理解」

「教育課程の理論と実践」

「特別な教育的ニーズの理解と支援」 (いずれも教育基礎科目)

- (5) 語学技能検定 (p. 42 参照) や留学等による認定科目

また、4年次は、全ての授業科目をCAP制の対象外(履修登録単位数の制限無し)とします。

9) 受講条件がある授業科目

・「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修するための受講条件

詳しくは p.61 ～ を参照。

・「教職実践演習」の受講条件

「教職実践演習」を履修する前年度末において、次の①②の条件を満たしていること。

- ① 「教育実習Ⅰ」を修得。
- ② ①を含み 99 単位以上を修得。

・卒業研究の受講条件

当該教室が指定した授業科目の単位修得を受講条件とする場合があります。コースガイドも併せて確認してください。

10) 履修制限

授業の教育効果を高めるために、以下の授業科目については、履修制限を行う場合があります。

- (1) 標準履修年次での履修が望ましい授業科目
- (2) 教室の収容人数等により履修制限が必要な授業科目
- (3) 履修クラスが指定されている授業科目

11) 試験等

(1) 試験は、授業科目毎の授業期間内で次のとおり行うものとします。

- ① 学期毎に終了する授業科目にあつては、学期末とします。
- ② ターム毎に終了する授業科目にあつては、各ターム末とします。
- ③ 通年編成の授業科目にあつては、学年末とします。

(2) 上記 (1) にかかわらず、論文、作品等を課し、学年末又は学期末試験に代えることがあります。

12) 追試験

(1) 傷病、災害等やむを得ない事情のために試験等を欠いた者で、出席時数を充足している者に限り、願い出により追試験を行うことができます。

(2) 上記 (1) により追試験を受けようとする者は、所定の追試験願に診断書等必要な証明書を添付し、授業終了後 1 週間以内に学務課を経て、授業担当教員の承認を得なければなりません。

(3) 追試験は、次学期開始後 1 ヶ月以内に実施するものとします。ただし、傷病、災害等やむを得ない事情が次学期開始後まで継続した場合は、その事情解消後 1 ヶ月以内に行います。

(4) 上記 (3) にかかわらず、卒業年次の追試験の期間はその都度定めます。

13) 再試験

不合格の認定を受けた授業科目の再試験は行いません。

14) 成績評価の方法

(1) 成績評価は、学期末に行うことを基本とし、通年編成の授業科目にあつては学年末に行うこととします。ただし、国際課で「留学」の許可を受けて海外の大学等に留学する学生が履修する通年編成の授業科目の成績評価については、学期末に行います。

(2) 教育実習 (A～C 類向け副免用の小・中学校教育実習及び選択科目は除く。) の成績評価 (以下「総合評価」という。) は、学期ごとに行う評価 (以下「中間評価」という。) を総合して行います。

(3) 中間評価に不合格があつた場合、総合評価を合格とすることはできません。ただし、当該不合格の部分を履修し合格した場合は、総合評価を合格とします。

(4) 上記 (1) による学生が履修する、通年編成の授業科目の成績評価は、上記 (3) を準用します。

15)成績通知

学生への成績通知は、次学期開始までに行われます。

16)評語及び配点基準

成績に関する評語及び配点基準は、次表のとおりとなります。

評語	区分	内容
S・A・B・C 合	合格	高得点順にS・A・B・Cに区分する。 合は、自己創造のための教育体験活動及び総合インターンシップ科目について適用する。
F 否	不合格	試験等の成績が不合格と判定されたもの 否は、自己創造のための教育体験活動及び総合インターンシップ科目について適用する。
失	失格	出席時数が3分の2に満たない者又は途中で授業を放棄した者(試験の無断欠席を含む。)試験における不正行為により懲戒処分を受けた者
追	追試験	出席時数が3分の2以上で、傷病、災害等やむを得ない事情のために学期末又は学年末試験等を欠き、願い出た者
N(R)	認定	学則第25条の規定による留学生の認定単位
N(G)		学則第6条の規定による既修得単位の認定
N(K)		学則第7条の規定による既修得単位の認定
N(T)		学則第23条の規定による既修得単位の認定

評価	配点基準(100点満点)	基準
S	100~90	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果を収めている。
A	89~80	到達目標を十分に達成している。
B	79~70	到達目標を達成している。
C	69~60	到達目標を最低限達成している。
F	59以下	到達目標を達成していない。

17)学芸ポータルおよび学生情報トータルシステム

本学では、学生の皆さんに学内の情報を発信するために、「学芸ポータル」というポータルサイトを用意しています。大学の行事、スケジュール、学務課や授業担当教員からのお知らせは、学芸ポータルを使用してお伝えします。(メールを使用する場合があります。)

(URL <https://gportal.u-gakugei.ac.jp/portal/home>)

また、皆さんの修学を支援するために「学生情報トータルシステム」を用意しています。学生情報トータルシステムには、履修登録、成績確認・印刷、教育実習、介護等体験の登録、オフィスアワー、シラバス、休講情報の閲覧等の機能が搭載されています。

(URL <https://tgulc.u-gakugei.ac.jp>)